

平成24年2月10日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国いか釣り漁船の拿捕について

平成24年2月9日午後8時半ころ、水産庁漁業取締船「白竜丸（はくりゅうまる）」（1,229トン）は、山口県萩市北沖約100kmの我が国排他的経済水域（EEZ）において、我が国農林水産大臣の許可を受け操業中の韓国いか釣り漁船「55デスン」に対し、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（日韓漁業協定）に基づく2011年漁期の操業条件等の遵守状況を確認するための立入検査を実施したところ、141kW以下の光力でいか釣り漁業を行わなければならないにもかかわらず、該船は158kWの光力でいか釣り漁業を行っていたことが判明した。

このため、同日午後11時11分同船船長で韓国籍の「キム チルイ」を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反で現行犯逮捕した。

水産庁による本年の山陰海域における韓国漁船の拿捕は本件で1件目である。

本件にかかる概要は、下記のとおり。

記

被疑船：55デスン
漁業種類：いか釣り漁業
総トン数：41トン
乗組員数：7名（被疑者を含む）
船籍港：慶尚北道浦項市
被疑者：キム チルイ（59歳）
違反内容：漁業主権法違反
（制限又は条件違反：漁具規制違反罪）

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所
担当者：漁業監督課長 松田
連絡先：0859-44-3682
* カラー写真の提供可能

